

アカデミックフリーダムを守る研究セキュリティ

— 過度な自主規制を防ぐために必要な視点 —

九州大学法務統括室

佐藤 弘基

hir-sato@qilo.kyushu-u.ac.jp

九州大学は、研究インテグリティを基盤に研究セキュリティを統合し、恐れに基づく萎縮ではなく、法の理解によって研究を「青信号」へ導く実務を重視しています。本講演では、適切なリスク評価と契約調整を通じて研究を可能とする九大の支援体制を紹介し、アカデミックフリーダムに基づく研究の自由と安全保障の両立に向けた実践的アプローチを示します。



今、大学（アカデミア）に求められていること

研究インテグリティの確保

- 責任ある研究実践・公正さ・透明性・説明責任を確保する枠組み
- 研究者コミュニティの信頼を守るための基盤

研究セキュリティの確保

- 研究成果や重要技術が不適切に利用・流出しないようにする枠組み
- 経済安全保障や安全保障政策との接点

両者に共通する目的

- 「研究への社会的信頼を守りつつ、健全な国際連携を維持すること」
- 研究活動を止めるためではなく、安心して続けるための仕組み



- 現場では「対応の必要性」は広く共有されつつある。
- 一方で、その副作用も生じ始めている。
 - ★ 現場（特に研究者間）で進む、恐れに基づく自主規制

<最近発覚した事例>

①

②

【スライドで紹介】

③

→ いずれも法律の要請とは無関係
研究インテグリティの確保とも矛盾・・・



● 理由：「恐れ」が判断を支配しているため

- 情報不足／理解不足による「未知への恐れ」
- 「何となく危なそう」という印象での制限
- 無意識の国籍・属性による線引き
→ 本来の法規制（外為法等）の目的とは無関係

「よく分からないから念のため止める」という判断が
アカデミアにおいて当然の対応になっていないか。

👉 「萎縮効果（Chilling Effect）」こそが、
アカデミアによるRS/RI対応の最大のリスクといえる。



(1) 国際環境、規制環境の複雑化

近年、日本を含む各国において、

関連制度が急速に増加・強化・複雑化している。

例：みなし輸出（外為法）

経済安全保障推進法

米国：NSPM-33 / CHIPS 法

EU：Knowledge Security / 外国補助金規制（FSR）

👉 情報が断片的に伝わり「外国人＝危険」「とにかく危なそう」という印象が先行

正しい範囲・対象が共有されず、「念のため止める」という誤反応が発生している。



(2) 法律の目的の誤解

● 外為法

- 規制対象は 特定技術とその移転行為（技術の提供）。
- 研究者の国籍や研究活動そのものを規制しているわけではない。

● 経済安保関連法

- 特定技術、提供行為、資金の流れ、相手機関の性質などが対象。
国籍等人の属性そのものは規制されるべきものではない。

● 米国のCHIPS法やNSPM-33なども同じ。

- 国籍ではなく「利益相反・不適切な影響」を防ぐための制度。

制度の複雑さと報道のインパクトで「国籍＝リスク」という認識が広まっており、その結果として、本来の法規制の目的を誤解したまま「何となく危なそう」という理由で自主規制が発生している。



(3) レピュテーションへの「過剰な恐れ」

- 「レピュテーションリスクを避けたい」という組織心理。
- レピュテーションリスクは大学の内的価値判断により対処するものであり、政府や行政から求められるものではない。
 - ☞ ガバナンス（執行部）の判断・権限
- 「悪いことが起きては困る」という漠然とした恐れが過剰反応を誘発。

恐れから国籍等を理由に制限すると、むしろレピュテーションを損なう可能性を生み出す。



本質を理解すれば恐れは不要

- 法律は行為を規制し、人を規制していない。
- 法律のコンプライアンスにおいて判断すべきは
 - ・ 提供する「技術」が規制対象か
 - ・ 「提供相手機関」がリストに出ていないか（※）ということ。

（※）外国ユーザーリストや米国のEntity Listは提供禁止機関のリストではない。
（ただし米国のDPLは取引禁止リスト。）

- 誰と何をどのように行うのかを理解する。（契約条件）

★ 属性ではなく「リスク因子」で判断するのが本質

- 👉 それを踏まえて契約条件を精査する。契約管理の重要性を認識する。
- 👉 法律の射程を理解し、適切な契約を締結できれば、「念のため止める」ための自主規制は不要になる。



- 研究セキュリティの誤解：
「危ないから止める = 赤信号を増やすこと」ではない。
- **本来の大学の使命：**
研究をどうすれば実現できるかを考え、
「青信号」に変えること。
- 大学が行うべき判断は「禁止」ではなく「条件整理」。
 - ・ どこを調整すれば実施可能か
 - ・ 何を補えばリスクを管理できるか→ 案件ごと適切な条件を検討し契約を整える。

（1）研究インテグリティ × 研究セキュリティの統合

- **法務統括室によるリスク情報の一元化管理**
 - ☞ 法務統括室が業務で管理する契約・輸出管理等の情報に、他の必要な研究者情報（研究情報、出張情報、研究費情報等）をあわせてDB（※）で管理。リスクにかかるとの情報スピーディーに把握できるようになる。
- **インテグリティに基づく判断軸：公平性／公正性／透明性**
 - 恐れではなく原則に基づき判断。
 - 判断軸は契約にも取り込む。

（※）DBとGIPを組みあせた「リスクアセスメント支援フレームワーク」を構築中。

Global Intelligence Platform：国際的な政策・技術・安全保障等の動向を総合的に収集・分析し、組織や人（研究者）のリスク評価に活用する情報を提供する。

(2) 「青信号にする」ための実務を行う

- ※ 法務統括室の伴走型支援：部局事務・研究者と共に課題解決

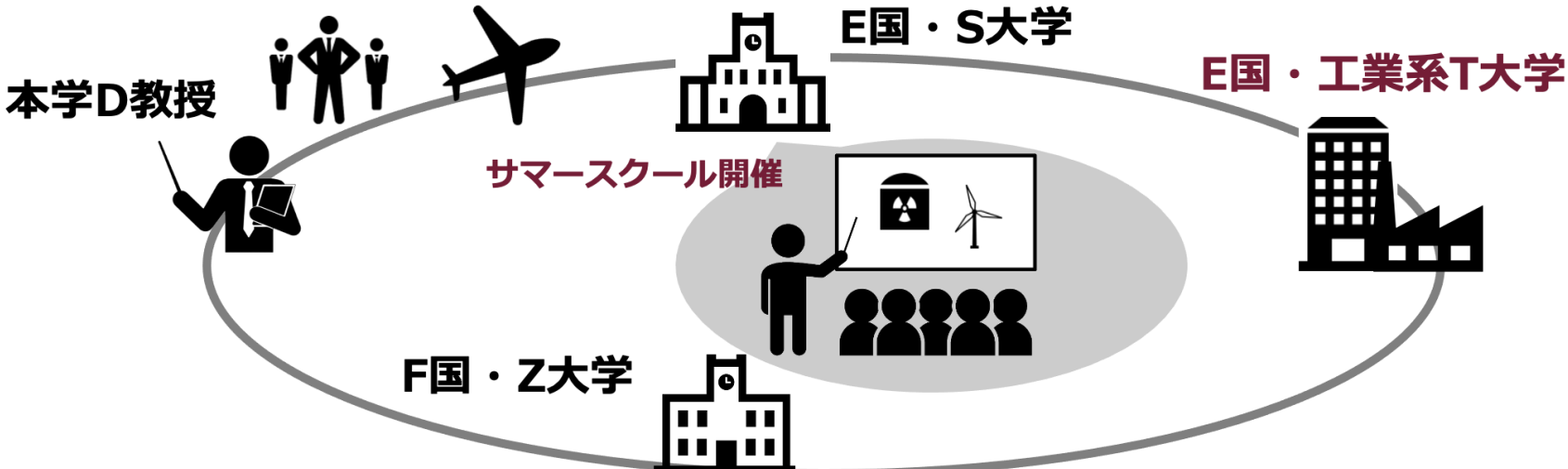
- 「リスト掲載＝即NG」ではない
 - ☞ 目的・内容・扱う情報を精査。
軍事転用の可能性がないことを確認。
- 客観的情報によるDD（事実ベースの評価）
 - ☞ スピーディーにリスクを確認（※）
- 契約条件を整えて実施を支援
 - ☞ 軍事利用禁止条項（存続条項）、一方的解除などの条件を、事案ごと必要性に応じて提案・交渉。

※ 同、前スライド。

「青信号にする」ための実務例

事例 外国ユーザーリスト掲載大学とのサマースクール開催

K大学大学院（政治学）に所属するD教授は、E国のS大学およびF国のZ大学とともに、エネルギー法制度に関する大学院生向け文理融合のサマースクールを毎年共催している。本年度はE国のS大学の提案により、E国の工業系T大学を新たに共催メンバーとして加える案が出された。しかし、審査の結果、T大学は外国ユーザーリストに掲載されていることが判明した。大学としては当該大学との共催が安全保障上のリスクを疑われる可能性がないか、サマースクールの参加を慎重に検討する必要がある。



サマースクール構想

1) デューデリジェンス

- リスト掲載確認
- サマースクールの内容
→ 軍事関与なし
(リスク評価)
- 技術提供なし
- 参加者を精査
- レピュテーション評価

2) 契約調整（ドラフト作成）

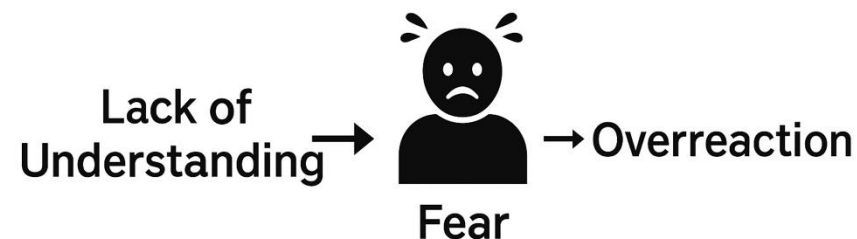
- 目的の明確化
- 技術の大量破壊兵器・軍事目的転用禁止、参加者（学生）に対する軍事機関への斡旋禁止などを存続条項として追加。

3) 交渉

「リスト掲載」だけで止めるのではなく、内容と条件の調整により実施可能にする。

恐れベースの運用は

- アカデミックフリーダム
 - 研究者のキャリア
 - 大学の信頼性・インテグリティ
- を結果的に損なう。



過度な自主規制を避けるために

理解不足 → 恐れ → 過剰反応 を避ける。

法（法律） を理解して線引きを考える。

**リスクを過大評価せず、過少評価せず、
適切に扱う力 = 理解に基づく判断力が重要。
理解により過度な自主規制（萎縮効果）を防ぐ。**



【参考】 予防法務：法務業務（契約支援業務）

1 依頼受付 → データ管理

2 契約書作成準備

周辺情報、要項等の確認

スキーム調整支援（DD含む） 等

※ 研究者等にヒアリングを行うこともある

3 契約書案（ドラフト）作成

4 交渉支援

（先方提案確認-修正案作成等）

法務統括室の支援の対象となる主な契約種類

共同研究契約

共同出願契約

ライセンス契約

秘密保持契約

覚書（MOU）

学術交流協定

学生交流協定

その他

産学連携研究の実施にかかる契約

企業等と共同で特許出願を行うことを約束する契約

特許権等のライセンス契約

秘密情報のやり取りに関する契約

事業実施に向けて両者の理解を整理する契約

大学間の交流（概要）を約束する契約

交流の具体として交換留学を実施する契約

MTA、雇用契約、出版契約…

国際契約（英文契約）を中心に、依頼により日本語契約のレビューも行う。

デューデリジェンス

Due Diligence

ドラフト作成

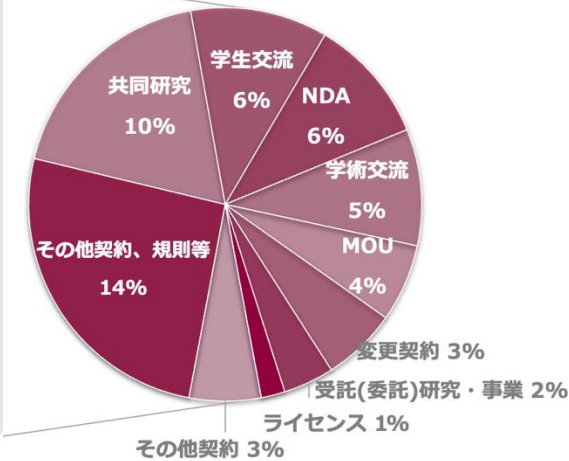
交渉

契約締結

契約相手の調査・確認
（与信調査）

第一案の作成・提案

合意に向けた調整



【法務統括室支援対象契約種類の割合（2024年度）】

スキーム調整支援（例）

※ 2024年度事案以外も含む。

内容

QILOの対応

1 製薬企業からの薬品譲渡

研究者が薬品を譲り受けるProposalを提出しMTAを結ぼうとしたところ、Sponsored Researchとして3万ドルの契約の締結を求められた。先方契約ドラフトには企業側がすべての権利を持つことが記されていた。

研究者としては自己研究に使う目的であったにもかかわらず、Sponsored Researchの形をとられるのは本意ではなかった。企業側と慎重に交渉し、MTAの内容で契約を締結することができた。

2 NIHへの情報提供

病院で収集した医療情報を米国の病院を介してNIHに提供することになった。大学の経理情報やCOIマネジメントにかかる情報など、かなり複雑な内容の書面提出を要求された。

学内関係各部署の協力を得て、慎重に書類作成を行った。研究実施においては個人情報提供・共有を伴うため、法律に従った慎重な対応を行うよう研究者に説明した。

3 海外腐敗行為防止法（FCPA）への対応等

米国のみならず、外国（政府）のファンドを取得することは、場合によってはその国の法律遵守が条件となることがある。

米国反腐敗防止法に対応すべくコンプライアンス体制の構築を求められた。病院事務を巻き込んで顧問弁護士にも相談しつつ体制構築の検討を行い実施した。

4 研究成果の活用（ABS対応）

本学教員が自治体との連携で研究・開発している製品は、アジアのX国原産の植物（薬草）由来のものであった。生物多様性条約にかかるABS対応の視点から、資源提供国となるX国の承諾なしには進められないことが判明した。

X国研究所と本学はMTA締結済みであるが、そのMTAの締結以前に持ち込んでしまった植物が存在すること、また当該MTAでは研究用途の利用に限定され商用化するにはハードルが高いことが判明した。加えてX国にはABS関連の法律が未整備であることも判明。QILOが窓口となり、現地の弁護士に相談しつつ、研究所（カウンターパート）と政府機関との調整を行った。



【参考】予防法務：安全保障管理業務

輸出管理（外為法）

入口管理

研究受入管理

スパコン利用申請（技術の提供）

安全保障輸出管理規程・要項

入口管理ガイドライン

研究受入にかかる学内通知
国際産学官連携研究等の
受入に関するガイドライン
等

研究受入のルール

【学術活動と安全保障にかかる大学ポリシー】

学術憲章第4条第1項
九州大学は、大学の理念としての真理探求の精神を堅持すると共に、その研究活動を通じて、長期的な視野のもと、人類の福祉と文化の発展、ならびに世界の平和に貢献してゆくべく努める。

輸出管理（外為法）

貨物の輸出管理

研究者は研究資機材等の輸出（持ち出しを含む。）を行う場合、安全保障輸出管理にかかる学内申請手続きを行う（電子申請）。部局輸出管理部署への申請、確認を経て、輸出管理統括部署（法務統括室）が2次チェックを行う。そのうえで、輸出管理統括責任者名での「非該当証明書」の発行、もしくは経産大臣への許可申請を行う。

技術の提供管理

研究者は外国人（居住者、非居住者を問わない。）への技術の提供を行う場合、その行為が管理の対象外（例外）に当てはまらないときは、学内申請手続きをとらなければならない。申請に基づき、輸出管理統括部署が確認の上、輸出管理統括責任者名での「非該当証明書」の発行、もしくは経産大臣への許可申請を行う。外国人のスパコンの利用もしくは国外からのスパコンへのアクセスの申請時に、安全保障輸出管理上の確認をするために別途の学内申請手続きを行う。

入口管理

外国人留学生等入口管理

研究者等は外国人留学生等入口管理ガイドラインに基づき、受入予定の外国人が「特定外国人研究者・留学生」に該当する場合、必要となる証憑とともに法務統括室に学内許可申請を行う（電子申請）。法務統括室が確認のうえ、必要に応じて研究者へのヒアリング等を行い、安全保障上の懸念がなければ輸出管理統括責任者名で「確認書」を発行する。

研究受入管理

国際産学官連携研究等の受入管理

国際産学官連携研究を行う場合には、国際産学官連携研究等の受入に関するガイドラインに基づき、「国際産学官連携研究等の受入に関するチェックシート」を学術研究・産学官連携本部に提出する。連携組織や研究内容等の安全保障上の懸念については、法務統括室が確認（与信調査等）を行う。

九州大学オンライン研修システム

大学の国際契約

法務統括室の役割

- ・予防法務機能（トラブルを未然に防ぐ）
 - 契約書作成、遵守支援、安全保障輸出管理等のコンプライアンス対応など
- ・臨床法務機能（起きてしまったトラブルに対応する）
 - 裁判等紛争処理対応や研究不正対応などの通報窓口、対応業務

経緯法務機能

法務統括室のミッション

- 外国機関等との渉外・契約締結支援
- リスクマネジメント・学内コンプライアンス支援
- 安全保障にかかる管理業務支援
- アカデミア法務としての適切な支援

国際契約に限らず、法務問題のこともなるならでも気軽に相談していいんだね！それじゃ、今日の研修テーマの国際契約について詳しく聞いていこう。

九州大学の安全保障管理制度

もし輸出管理をしなかったらどうなるの？

外為法に基づく罰則

刑事罰	10年以下の懲役
	10億円以下の罰金・・・法人
	3千万円以下の罰金・・・個人
行政罰	3年以内の貨物の輸出・技術提供の禁止

外為法に違反すると、九州大学のイメージやレピュテーションに傷がついてしまうだけでなく、将来の研究活動にも大きな影響があるかも！

「みなし輸出」管理：特定類型該当者の把握

学内の特定類型該当者を把握するシステム

□ 大学全構成員を対象として申告を求めると。

学内E-Learningシステムを活用したアンケート形式で全構成員の状況を把握

特定類型 みなし輸出管理

説明動画

アンケート形式で回答

□ 特定類型該当者を把握したうえでコンプライアンスの徹底とリスクマネジメントにつなげる。

※ 該当者が在籍する研究室での技術管理を徹底しよう注意喚起

九大 対応方針

研究倫理の徹底 と コンプライアンス体制の強化

(2022年1月; 役員会)

研究者個人に
対する意識付け



組織的管理
体制の整備



研究インテグリティの
徹底した確保

□ 研究倫理の徹底

→ 従前からの研究倫理教育（オンライン研修など）をさらに徹底

□ コンプライアンス体制の強化

→ 大学法務機能・RMSをベースとした体制を構築

受講状況は全学会議で定期報告され、受講徹底を図っている。
(主なもの) 研究倫理、研究費の適正な使用、ハラスメント、障害を理由とする差別、
安全保障輸出管理、営業秘密管理、情報セキュリティ、化学物質管理、
大学の国際契約、みなし輸出管理、遺伝子組み換え実験、動物実験、放射線障害防止 etc.

A) 学内関係規定及び管理体制の整理

☞ 研究インテグリティの確保に資する学内規則・制度等を取りまとめたポータルサイトの整備（完了済み）

B) 研究インテグリティの確保に対応するための情報の共有化

☞ 大学（法人）主導で社会環境の変化に伴う新しい事象（法律等）に対応できるRMSを適宜整備 ※ 例）2022年5月施行のみなし輸出管理の改正への対応
☞ 各部署、部局でそれぞれに管理している情報（研究活動や人材に関する情報）を大学（法人）として一元的に俯瞰し確認できるよう共通システムの整備（検討中）

A) 大学トップページに「研究インテグリティ」のページを追加。



カテゴリー

九州大学の構成員として
研究成果や企業から情報資産を得たとき
産学連携をするとき
実験教育研究をするとき
不正について

事項例

職員としての遵守事項・倫理
ハラスメント防止
兼業
適正な研究活動の推進 ...

それぞれの事項について、概要（ハンドブック等）、
申請フォーム、研修e-learning、学内規程を掲載。

国際的な活動の推進のため、国内外の社会情勢にあわせて、適宜、
「新しいリスク」に対応するリスクマネジメントシステム (RMS)を構築。

☞ 新しい事象（法律等）に対応できるRMS

- GDPR (EU一般データ保護規則) への対応
- 海外腐敗行為防止法への対応 (米国FCPA、英国UKBA)
- 研究データ管理 ☞ 研究データ管理・公開ポリシーの設定 / 米国等外国政府資金による研究成果の取り扱い
- 米国、中国の輸出管理法 - 域外適用
- 対ロシア・ベラルーシ制裁への対応
- 「みなし輸出」明確化への対応
- 関税法への対応 等

学内の各リスクマネジメントシステムで
必要な情報は収集済み

情報管理システムを構築し
学内において情報の共有化を行う

<WGで検討中>

B) 部署間でサイロ化している研究者等の情報を共有化。

個人情報に加えてインテグリティ確保（研究者の人事及び組織のリスク管理）に必要とされる情報

- ・ 職歴・研究経歴
- ・ 兼業等の所属機関・役職
- ・ 外部からの研究資金
- ・ 研究資金以外の支援（無償で研究施設・設備・機器等の物品の提供や役務提供を受ける場合を含む。）
- ・ 支援の相手方

